

健康保険被扶養者資格調査（検認） Q & A

目次

よくある問合せ	1
健康保険被扶養者資格調査（検認）の基本的な内容に関する問合せ	2
提出物（収入証明書類など）、記入方法に関する問合せ	3

よくある問合せ（給与収入について）

	問合せ内容	回答
Q 1	直近3ヶ月分の給与収入の平均額が月額108,333円（150,000円※）を超えています。扶養から外れてしまうのでしょうか。 ※60歳以上または障害者【障害厚生年金受給者】である場合は（）内の金額を参照。	収入条件である年間収入130万円（または180万円）を超える可能性があるため、扶養減の手続きまたは収入限度額を超過しないことを証明する書類を追加提出してください。追加提出書類は給与見込証明書を添付してください。 給与見込証明書が添付できない場合は、更に3ヶ月分の給与明細を提出してください。 追加提出いただいた給与明細と合わせて計6ヶ月分の給与明細を用いて年間収入を推定し、審査します。 給与見込証明書は、健康保険組合ホームページ →お知らせ「健康保険被扶養者資格調査（検認）の実施について」に掲載しております。 ※内容確認の結果、更に状況確認が必要と判断した場合は追加で書類の提出をお願いします。
Q 2	最近仕事を開始したため、給与明細が3ヶ月分揃いません。 どのように対応すればよいでしょうか。	被扶養者確認調書の記載について、給与収入の入社（年月）に入社日を記入してください。 添付書類について、提出期限までに揃う分の給与明細の写しとパート契約書、雇用証明書等、時給などが明記されたものがないか確認していただき、写しを添付してください。無い場合は後日給与明細を追加で提出する旨を確認調書余白に記載いただき、後日提出してください。

よくある問合せ（住所・その他）

	問合せ内容	回答
Q 1	確認調書記載の住所と現住所が違う場合の手続きはどうしたらよいでしょうか。	住所は二重線を引いて、新住所を記入してください。 健康保険組合の住所登録は会社の人事申請後、翌月更新されますので人事申請をお願いします。
Q 2	子供が大学に入学（留学）、別居しているが確認調書の同居別居、職業等はどのように記載したらよいでしょうか。 また、添付書類に別居用の書類は必要でしょうか。	子供の進学の場合は同居扱いとなりますので、確認調書の同居扱い☑、学生に☑を記入してください。提出書類については学生証（有効期限の記載があるもの）/在籍証明書のいずれかと収入がある場合は確認調書裏面の【添付書類について】をご確認いただき、収入の証明書類より該当するものを添付してください。同居扱いとなるため、別居用の添付書類は不要です。
Q 3	確認調書に扶養に入れたはずの家族が記入されていません。	調査対象が令和6年4月1日現在で18歳以上、かつ、令和6年3月31日までに扶養認定された被扶養者になりますので、こちらに該当しない被扶養者の方々はお送りした「健康保険被扶養者確認調書」には記載されていません。 また、記載が無いからといって扶養から外れてしまうことはありません。

健康保険被扶養者資格調査（検認）の基本的な内容に関する問合せ

	問合せ内容	回答
Q 1	被扶養者の資格調査を実施する目的を教えてください。	<p>●健康保険法では被扶養者の資格要件が定められており、その要件を満たした場合に限り、健康保険の資格が付与されます。健保組合では新たに被扶養者の申請があった場合は 扶養実態を確認させていただき、資格要件に適合していると判断できた場合に認定していますが、時間の経過によって年金収入や勤労収入が増えたりすることにより状況が変化する場合がありますので、現在でも資格要件を満たしているかを再確認させて頂きます。</p> <p>●皆さまからお預かりした保険料収入の半分は高齢者医療制度を支えるために国に拠出していますが、その算出方法は組合員（被保険者+被扶養者）の総数に比例するものもあり、その額が多くなるほど保険料収入不足となり、ひいては保険料率のアップにも繋がることになります。拠出金と医療費支払いの適正化の観点から行うものです。</p> <p>●法的な根拠としては、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法施行規則第 50 条 「健康保険組合は毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる」 ・厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号 「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」 ・厚生労働省保険局保険課長保発第 1029005 号 「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」
Q 2	書類を提出しなかった場合はどうなりますか？	健保から提出の催促があっても、なお提出されない場合は健康保険法施行規則第 50 条により、保険証が「無効」になります。「無効」になった以降に医療機関にかかっていた場合は健保組合が負担した医療費・給付金は返還していただくことになりますので、ご承知おき願います。
Q 3	今回の資格調査の対象者を教えてください。	令和 6 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上、かつ、令和 6 年 3 月 31 日までに扶養認定された被扶養者尚、上記に該当しない被扶養者の方々はお送りした「健康保険被扶養者確認調書」には記載されません。
Q 4	収入額が基準を超える可能性がありますが、次回の資格調査まで放置しても良いですか？	次回の資格調査で収入額が基準を超えていたことが判明した場合は超えた日に遡って扶養を外していただきます。 それに伴い、扶養を外した日（遡った日）以降に医療機関にかかっていた場合は健保組合が負担した医療費・給付金は返還していただくことになりますので現況を日ごろから確認いただき、超える場合は速やかに扶養を外していただくようお願いします。
Q 5	就職・収入増加により、資格を継続しない場合はどうすれば良いですか？	就職や収入増加等により、被扶養者の資格要件から外れていた場合は以下の書類を提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者確認調書：扶養の事実から外れた日・理由を記入ください。 ・被扶養者（異動）届：健康保険組合ホームページの各種手続き・申請書→申請書一覧からダウンロードし、必要事項を記入ください。 ・日本ガイシ健康保険組合の健康保険証 ・扶養の事実から外れた日が証明できる書類 (健康保険組合ホームページの「被扶養者が減る場合の必要書類」を参照ください)

提出物（収入証明書類など）、記入方法に関する問合せ

	問合せ内容	回答
Q 1	提出する「被扶養者確認調書」に添付する書類は誰の分ですか？	対象となる被扶養者（＝ご家族分）になります。 ※被保険者（＝ご本人）ではありません。
Q 2	R6年3月までパートをしていましたが、現在は働いていません。 その場合の記入はどうしたらいいですか？また、添付書類も教えてください。	<p>【確認調書記入方法】</p> <p>職業等： <input checked="" type="checkbox"/>無職 年間収入（見込み）： R6.1～3月までの収入の合計金額を記入 収入の種類： <input checked="" type="checkbox"/>給与収入 ・退職（R6年3月）</p> <p>【添付書類】</p> <p>R6.1～3月までの給料明細または退職までの源泉徴収票</p>
Q 3	複数のアルバイトをしています。その場合、どのようにすれば良いですか？	<p>「被扶養者確認調書」ならびに添付書類について、以下のようにしてください。</p> <p>【確認調書記入方法】</p> <p>年間収入見込み額は複数の収入を合算した金額を記載してください。 収入の種類を記入する欄は1個所しか設けてありませんので、 確認調書余白にアルバイト先ごとの内容を記入してください。</p> <p>【添付書類】</p> <p>アルバイト先ごとに下記書類を添付してください。</p> <p>a.令和5年1月以前から現在まで勤務先・雇用条件が同じ方(以下のうち、いずれか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年分源泉徴収票 ・直近3ヶ月分の給料明細および賞与明細 （手書きのものは「事業主印」もしくは「認印」があるもの） <p>b.[a.]以外の勤務先の変更または雇用条件が変更になった方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3ヶ月分の給料明細および賞与明細 （手書きのものは「事業主印」もしくは「認印」があるもの）
Q 4	以前からパートをしていますが、R5年〇月より雇用条件が変更となりました。その場合は、何を添付すればいいですか？	<p>確認調書（検認）の裏面【添付書類について】B（給与収入）をご覧ください。</p> <p>下記のb.[a.]以外の方に該当しますので「・直近3ヶ月分の給料明細および賞与明細」を添付して下さい。</p> <p>a.令和5年1月以前から現在まで勤務先・雇用条件が同じ方(以下のうち、いずれか)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①直近3ヶ月分の給料明細および賞与明細 ②令和5年分源泉徴収票 ③令和6年度地方税額の特別徴収決定通知書 ④令和6年度（令和5年分所得）課税証明書 <p>※②～④で提出し、かつ、収入金額が120万円を超える場合は 直近3ヶ月分の給料明細も添付。</p> <p>b.[a.]以外の方（令和5年1月以降に勤務を開始された方、雇用条件に変更がある方等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3ヶ月分の給料明細および賞与明細 （手書きのものは「事業主印」もしくは「認印」があるもの）

	問合せ内容	回答
Q 5	添付書類の中に「直近 3 ヶ月分の給与明細」とありますが、アルバイトができなかつた月があります。その場合は、どの月の給与明細を添付すればいいですか？	給与等が出た月で、直近 3 ヶ月分の給与明細等をご提出ください。 アルバイトが 1~2 月は有り、3~6 月は給与無し 7 月からアルバイト再開だった場合 ⇒1 月、2 月、7 月の 3 ヶ月分の給与明細を提出してください。 また、給与明細の余白に「3~6 月はアルバイトの給与なし」と記入してください。
Q 6	子供は学生ですが、提出書類について教えてください。	被扶養者確認調査提出時点で学生の場合のみ「学生証コピー（有効期限の記載があるもの）」または「在学証明書」を提出ください。尚、卒業し就職している方で扶養減の手続きをしていない方は手続きをお願いします。アルバイト収入がある方は収入を証明するもの（直近 3 ヶ月分の給料明細および賞与明細等）を提出してください。
Q 7	「令和 6 年度（令和 5 年分所得）課税所得証明書」とは、いつの収入の証明書ですか？	令和 5 年 1 月～12 月の収入を証明したものです。
Q 8	課税所得証明書はどこで発行してくれますか？	お住まいの市区町村の税務窓口になります。不明な点がある場合や詳細については、各市区町村にお問合せください。 たとえば「令和 6 年度（令和 5 年分所得）所得証明書」が必要な場合、「令和 6 年 1 月 1 日時点に住所を置いていた自治体の市区町村」で発行されます。 1 月 2 日以降に転入・転出した場合は、「令和 6 年 1 月 1 日時点の住所」の市区町村で手続きを行わなければなりません。 (電子申請、郵送対応、市区町村窓口まで出向く等、各市区町村のルールに従い発行を依頼ください。)
Q 9	市区町村役場で証明書を発行してもらうのにかかった費用負担は誰が行いますか？	証明書発行費用はご自身での負担となります。
Q 10	市区町村役場の窓口で「課税所得証明書」を申請したところ、「市民税・県民税証明書」という名称の証明書が交付されたが大丈夫ですか？	市区町村によっては、課税所得証明書の名称が異なることがあります。 (例：名古屋市の場合は、所得や課税・非課税についての証明を令和 6 年度より「市民税・県民税・森林環境税証明書」という名称で発行されています) 証明書に関して不明な点がございましたら、健保までお問い合わせください。
Q 11	被扶養者である母親とは別居していますが、提出書類について教えてください。	被保険者自身が母親を扶養している事実を証明する書類が必要になります。被保険者からの仕送りが母親の収入額以上であることがわかる書類として、以下の 2 点を添付してください ・被保険者からの 12 ヶ月間の実績分の仕送り証明書の写し（振込明細書など） ・母親の収入を証明するもの（令和 5 年分年金源泉徴収票・最新の年金振込通知など） 【参考】仕送りの要件 1.被保険者からの仕送り額が扶養対象者の収入額以上であること 2.毎月継続して仕送りしていること 3.仕送りの実態が確認できる証があること（振込明細書、現金書留、口座引落し等） ※手渡しは仕送りしていることが証明できないため不可 4.扶養対象者が必要な生計費（※1）を同居家族、または他の援助者以上に負担していること (※1 生計費とは、食費、住居関係費等の生活する上で最低限必要となる費用を指します)